

総務省の「今」を伝える情報誌

総務省



Ministry of
Internal Affairs and
Communications

MIC



知っておきたい

信書のルール



地方のかがやき

800年前から伝わる湯治の町

青森県大鰐町

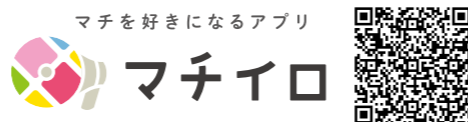
2016

November

Vol.191

11

月号



20

地方のかがやき
青森県 大鰐町
おおわにまち



18

MIC NEWS 03
本格運用が始まりました
法制執務業務支援システム (e-LAWS)

16

MIC NEWS 02
総務省
子ども霞ヶ関見学デーを開催しました！



14

MIC NEWS 01
「データサイエンス」力の高い
人材育成の取組 ～これまでの実績

10

MIC FOCUS 01
平成28年11月9日(水)▼15日(火)
秋季全国火災予防運動を実施します！

04

特集
知っておきたい
信書のルール

くらしの中に総務省

デンパ君のピピッ！
**おもしろ
電波教室！**



皆さんは電波についてどれくらい知っていますか？改めて考えてみると、「そもそも電波って何だろう？」と思う人も多いかもしれません。

総務省総合通信基盤局では、電波について理解を深めるためのWebサイト「デンパ君のピピッ！おもしろ電波教室！」を展開しています。

キャラクターのデンパ君が、電波の性質や活用のされ方、近未来の電波利用シス

テムなど電波についての様々な知識・情報を、授業スタイルで子どもたちにもわかるように教えてくれます。

「電波は1秒間に地球を7回り半するくらいの速さで伝わる」「電波は限りある資源である」ことなど、子どもたちにぜひ知ってほしい情報が満載です。

YouTubeで見られる「おもしろ電波教室！映像版」もあります。ぜひ家族みんなでご覧ください。

- おもしろ電波教室！ HP版<http://www.tele.soumu.go.jp/kids/top.htm>
- おもしろ電波教室！ 映像版<https://www.youtube.com/watch?v=poLLs3DANY4>

亥の子餅



和菓子歳時記

甘味を通してニッポンの四季を知る

11

霜月

四季折々に変化する私たちの国、ニッポン。はるか昔から日本人は、移ろいゆく季節を愛でる様々な行事を催し、その都度、趣向をこらした美しい和菓子を添えて楽しんできました。和菓子の向こうに広がる、古き良き日本の文化をご紹介します。

亥の月、亥の日、亥の刻に亥の子餅

十二支を12カ月に当てはめると、旧暦の10月(新暦では11月頃)は「亥の月」にあたります。この月の亥の日に行われていた「亥の子」は、「玄猪の祝い」とも呼ばれる、宮中に伝えられてきた年中行事です。

庶民に伝わってからは、秋の実りを喜び収穫祭の一つとしても親しまれ、子だくさんの猪にちなみ、子宝への願いも込められたと言われています。

この日、亥の刻(21時〜23時頃)に食べる「亥の子餅」と呼ばれる菓子があります。その製法は地域によって様々ですが、主に大豆や小豆、ササゲ、胡麻などを混ぜて作ることが多いようです。現在でも亥の子餅は、11月初旬の茶会などで茶菓子として使われています。

徳川家定は甘いもの好き

甘いものが大好きであったと言われる江戸幕府十三代将軍徳川家定。菓子作りが趣味で、自分で芋やカボチャを煮たり、ときには饅頭やカステラまで作っていたとも伝えられています。家定の時代は、まさに幕末の難局。「攘夷だ」「開国だ」と大混乱の最中での菓子作りですから、周囲の困惑が目につかびますね。

おきたい
知って

信書のルール

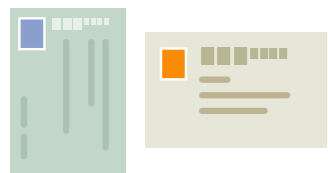
それでは具体的に

「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」とはどのようなものかを、ご紹介しましょう。

信書にあたるもの

書状

手紙、はがきなど



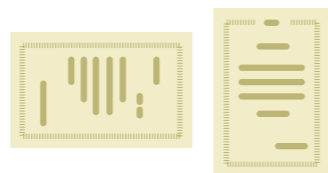
請求書の類

納品書、領収書、見積書、願書、申込書、依頼書、契約書など



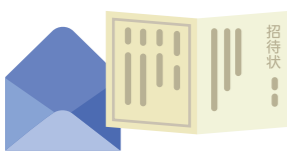
許可書の類

免許書、認定書、表彰状など



会議招集通知の類

結婚式等の招待状、業務を報告する文書



証明書の類

印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写しなど



ダイレクトメール

● 文書自体に受取人が記載されている文書
● 商品の購入等の利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されているもの



信書にあたらないもの

書籍の類

新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスターなど



カタログ

通信販売のカタログなど



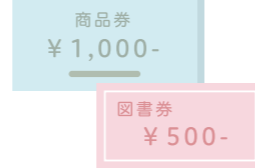
小切手の類

手形、株券など



プリペイドカードの類

商品券、図書券など



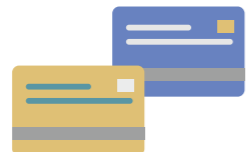
乗車券の類

航空券、定期券、入場券



クレジットカードの類

キャッシュカード、ローンカード



会員カードの類

入会証、ポイントカード、マイレージカード



ダイレクトメール

● 街頭配布や新聞折り込みを前提としたチラシ
● 街頭配布を前提としたパンフレットやリーフレットなど



この他に

説明書の類（市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目録見書）、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿、ナンバープレート

そもそも

「信書」の概念はなぜ存在するのでしょうか。

「信書」の基本的な考え方は？

1 基本的通信手段の保護

信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要のあることから、郵便法及び信書便法において保護されているものです。

2 憲法上保障された権利

- 憲法では、表現の自由の確保及びプライバシー保護の観点から、基本的人権として「検閲の禁止」と併せて「通信の秘密」の保護が明記されています。
【憲法21条2項】 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 憲法上の要請を受け、郵便法及び信書便法においても、「検閲の禁止」と併せて「信書の秘密」の保護が規定されているものです。
【検閲の禁止】郵便物/信書便物の検閲は、これをしてはならない(郵便法7条、信書便法4条)
【秘密の保護】取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない(郵便法8条1項、信書便法5条1項)
・郵便/信書便の業務に従事する者は、在職中、郵便物/信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。(郵便法8条2項、信書便法5条2項)

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)に定義されています。

- 「特定の受取人」とは
差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。
- 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは
差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- 「文書」とは
文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです。
(CD、DVD、USBメモリといった電磁的記録物を送付しても信書の送達にはあたりません。)

Q9 どのような文書が添え状・送り状にあたりますか？

A 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従として添付される無封の添え状^(※)・送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます(郵便法4条3項)。

※添え状とは：送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書および当該貨物の送付と密接に関連した以下に掲げる簡単な通信文が該当します。

- 貨物の処理に関する簡単な通信文
- 貨物の送付目的を示す簡単な通信文
- 貨物の授与または代金に関する簡単な通信文
- 貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文
- その他貨物に従として添えられるような簡単な通信文であって、上記に掲げる事項に類する簡単な通信文



Q10 添え状・送り状の「無封」とは、どういう状態のことですか？

A 「無封」とは、(1)封筒等に納めていない状態、(2)封筒等に納めて納入口を閉じていない状態のことをいいます。また、封筒等に納めて納入口を閉じている場合であっても、(3)当該封筒等が透明であり容易に内容物を透視することができる状態、(4)当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示^(※)をするなど運送業者等が内容物の確認のために任意に開閉しても差し支えないものであることが一見して判別できるようにしてある状態も「無封」に含まれます。

- ※表示の例
- 「開閉自由」
 - 「添え状・送り状につき開封可」
 - 「添え状 ※本状は、郵便法により(内容を確認するため)開封する場合がございますので、予めご了承ください。」(百貨店等でお客様がお持ちになった封をした添え状を贈答品に添付して送付する場合の表示例)



Q8 履歴書は信書ですか？

A 履歴書は一般的に、応募する会社等に対し、自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。一方、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、会社からの情報を通知する文書ではないため、信書には該当しません。
※ただし、合否の通知とともに送付する場合は、合否の通知自体が信書となります。



Q7 自己の証明書のコピーを家族に送ることは、信書の送達になりますか？

A 証明書や許可書は、発行元からその証明や許可を受ける者へ送付する場合は信書に該当しますが、その証明書等を受領した者が、他所に原本やコピーを送付する場合は、信書に該当しません。



Q6 特定の方ではなく、広く一般向けに作ったお知らせ文書は信書になりますか？

A 店内で不特定の方に配布中のお知らせを顧客に送付する場合など、特定の方ではなく、広く一般に向けて事実を通知する文書は信書に該当しません。一方、会員限定のセール案内を会員に送付する場合は、信書に該当します。



Q1 法人あての文書は信書にあたりますか？

A 受取人は個人か法人かを問いません。差出人がその意思表示又は事実の通知を受けるものとして特に定めれば、「〇〇会社 御中」と記載された場合、「〇〇会社」に対する意思表示又は事実の通知となるため、信書に該当します。



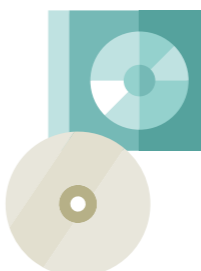
Q2 会社内での他部署あての文書も信書にあたりますか？

A 会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当しますので、遠隔地に所在する別の部署への送付を外注する場合は、郵便又は信書便を利用する必要があります。



Q5 電磁的記録物はなぜ信書ではないのですか？

A 情報をCD、DVD、USBメモリなどに電子データとして記録したものである、いわゆる電磁的記録物は、その物を見ただけでは情報の内容がわからないことから「文書」とはならないため、信書に該当しません。

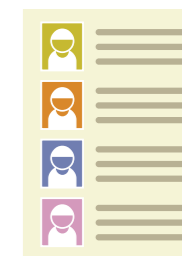


教えて

Q & A
これって信書？

Q3 個人情報が含まれる文書はすべて信書にあたりますか？

A 信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



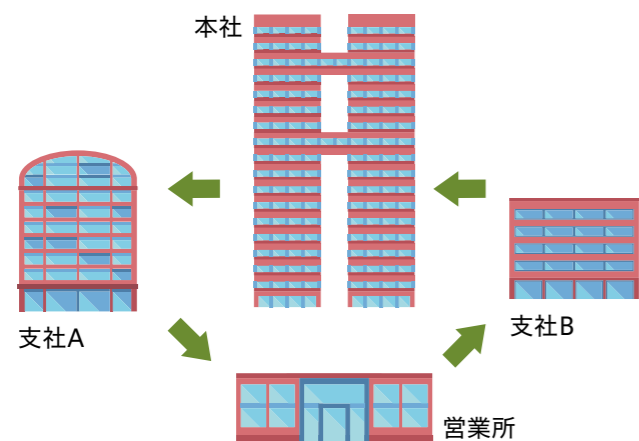
Q4 封筒に「親展」とあったらすべて「信書」にあたりますか？

A 封筒に「親展」と記載があっても、必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するか否かは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して意思表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



特定信書便にはこんなサービスが！

平成15年4月に信書便法が施行されて以来、高度化・多様化する利用者のニーズに応えるために、創意工夫を凝らした様々なサービスを提供する特定信書便事業者が増えてきています。



会社や自治体、その関係先での文書のやりとりに！

一定のルートを巡回して、各地の施設で信書便物を受け、配達してくれるサービスです。たとえば企業における本社と支社、営業所の間や、自治体における本庁、出張所、学校、図書館などの間で利用されています。

メッセージカードを送りたい時に！

各種のお祝いやお悔やみなどのメッセージを、インターネット、電話、FAXなどで受け付け、配達先に近い地域でメッセージカードに印刷し、そのメッセージカードを、装飾が施された台紙やぬいぐるみ、フラワーアレンジメント等の品物とともに配達する電報類似サービスが提供されています。



詳しくは総務省ホームページをご覧ください！

これは信書にあたるのか？ この事業者は特定信書便事業者にあたるのか？
少しでも信書について迷ったら、詳しい情報を下記ホームページにて確認しましょう。

● http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

また、平成26年度より、総務省動画チャンネルにおいて、信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～」の配信をしています。

● <http://www.youtube.com/watch?v=ek-gj-mpWgE>



信書はどのサービスで送れるの？



信書を送ることができるのは日本郵便株式会社と信書便事業者だけです。平成15年4月から、民間事業者も総務大臣の許可を得て、信書の送達が行えるようになりました。

1 郵便

郵便法等の規定に基づき、日本郵便株式会社により全国あまねく公平に提供される信書をはじめとする小型物品の送達サービスです。

2 一般信書便役務

長さ40cm、幅30cmおよび厚さ3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を全国均一料金で、全国において引き受け、原則3日以内に送達するサービスです（現在までのところ、このサービスを提供する一般信書便事業者の参入はありません）。

3 特定信書便役務

特定の需要に応えるため、以下のいずれかに該当するもののみを提供するサービスです（このサービスを提供する特定信書便事業者の参入は、平成28年8月末現在480者です）。

大型信書便サービス



長さ、幅および厚さの合計が73cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス

急送サービス



信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス

高付加価値サービス



その料金の額が800円を超える信書便物を送達するサービス



平成28年度 全国統一防火標語

消しましょう その火その時 その場所で

平成28年11月9日(水)▶15日(火) /

秋季全国火災予防運動 を実施します!



平成27年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、39,111件。
1日あたり約100件の火災が発生していたことになります。
火災を未然に防ぐために、国民一人ひとりが、防火意識を高めることが大切です。



**毎年千人前後の方が
住宅火災の犠牲に**

平成27年中の火災による総死者数は1563人で、このうち、住宅火災による死者数は、放火自殺者などを除くと914人と半数以上を占めています。

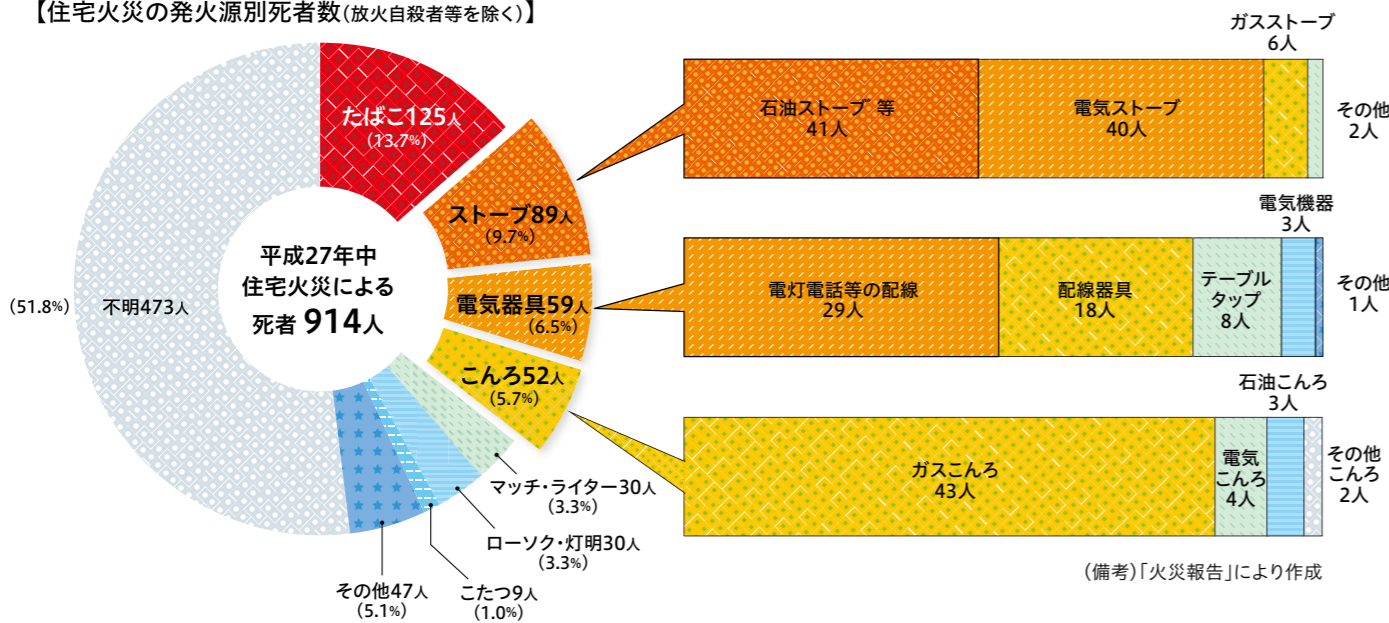
近年の住宅火災の死者数は千人前後の高い値を推移しており、多くの尊い生命が失われる状況が続いています。これら火災による犠牲者を減らすためには、日頃から一人ひとりが生活の中で防火意識を高めることが大切です。

消防庁では、今年も11月9日(水)から15日(火)までの7日間、「秋季全国火災予防運動」を実施します。

今回の火災予防運動では、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施や古くなった住宅用火災警報器の交換の推奨をはじめとする「住宅防火対策の推進」「放火火災防止対策の推進」「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」といったことを重点目標として実施要綱に定めています。

なお、気象条件等の関係から一部の道県においては時期をずらして実施いたしますので、実施時期や内容等の詳細については、お近くの消防本部にお問い合わせください。

【住宅火災の発火源別死者数(放火自殺者等を除く)】



住宅用火災警報器(住警器)の維持管理について

● 平常時の維持管理

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。

作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2) 住警器本体又は電池を交換しましょう。



● 火災警報以外の警報が鳴った場合

火災警報以外の警報が鳴った場合

住警器本体の故障か電池切れです。(※2) 住警器本体又は電池を交換しましょう。



※1 警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に行ってください。

※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

住宅防火対策の推進



実施要綱に定める
重点目標

徹底します!



放火火災防止対策の推進



特定防火対象物等における防火安全対策の徹底



製品火災の発生防止に向けた取組の推進



多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底





ガソリンの取扱いに気をつけよう!



! 噴出注意!
 ★周囲の安全を確認
 ★フタを開ける前に
 ①エンジン停止
 ②エア抜きをする
 ★高温の場所禁止
 (一財)全国危険物安全協会

ガソリンは取扱い方を間違えると大変危険です!

- -40℃でも引火する。
- 揮発性が高く、その蒸気は空気より重いので、低所に滞留しやすい。
- 静電気が発生しやすく、その静電気の火花によって火災が発生しやすい。

保管・注油時の注意事項

- 保管時**
- 直射日光のあたる場所や高温の場所で保管しない。(冷暗所で保管する。)
 - 保管時はフタをしっかりと閉める。
 - 携行缶の規定容量を守る。

- 注油時**
- 火気の近くで取り扱わない。
 - 周囲に人がいないか確認する。
 - 通風・換気の良い場所で取り扱う。
 - ガソリンの噴出・吹きこぼしに注意する。
 - フタを開ける前にエア抜きをする。
 - ゆっくりとフタを開ける。

- 1 ガソリンは携行缶に入れましょう!
- 2 灯油用ポリタンクは、ガソリン用の容器ではありませんので、絶対に使用しないでください。
- 3 セルフスタンドなどでの一般客による携行缶へのガソリンの注油は厳禁です。
- 4 携行缶のフタを開ける前には、注意表示シールに書かれている事項を確認しましょう!



使わなくなった消火器はリサイクル窓口へ

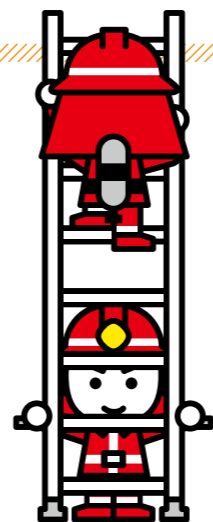
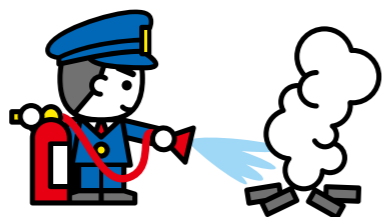
使わなくなった消火器を放置していませんか。
 消火器を屋外や水回りなどの湿気が多い場所に長い間放置すると腐食が進み、十分に機能しなかったり、破裂して事故につながる危険があります。
 消火器は、お近くの消火器販売店などのリサイクル窓口への持ち込みや回収依頼、または郵送をすることでリサイクルができます。
 使わなくなった消火器や、サビや変色などの腐食、キズやへこみのある消火器をお持ちの方は、放置せずにリサイクルをお願いいたします。
 詳しいリサイクルの方法、お近くのリサイクル窓口については、消火器販売店または下記にお問い合わせください。



長い間放置され腐食の進んだ消火器

(株)消火器リサイクル推進センター

[ホームページ] <http://www.ferpc.jp/>
 [代表電話] ☎ 03-5829-6773



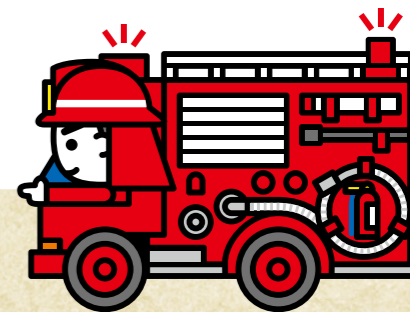
行事やイベントに参加してみよう!

秋季全国火災予防運動の期間中には、全国各地で防災訓練や防火講演会といった様々な行事やイベントが開催されますので、防火に対する正しい知識や技能の習得のため、積極的に参加してみてください。

平成27年中の住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者が約7割を占めており、その割合は年々増加しています。

これは、年をとると目や耳が不自由になり、火災に気づくのが遅れたり、あるいは火災に気づいても若い人のように迅速に動けず逃げ遅れてしまったことが原因の一つとして考えられています。

こういった高齢者を始めとする、火災発生時の要配慮者を地域ぐるみでサポートできるような、積極的な取組を進めましょう。



平成28年 春季全国火災予防運動の様子



山形県 酒田地区広域行政組合消防本部
春の交通安全週間および春季火災予防運動との合同出発式



島根県 松江市消防本部
消防署のワクワク秘密探し



滋賀県 大津市消防局
防火ひろば



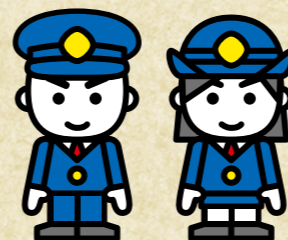
福島県 いわき市消防本部
幼年・女性消防クラブによる合同防火パレードおよび高齢者施設訪問



長野県 千曲坂城消防本部
高齢者を対象とした住宅防火啓発広報



富山県 富山県東部消防組合消防本部
防火広場



埼玉県 児玉郡市広域消防本部
火災予防ポスター展



鳥取県 鳥取県西部広域行政管理組合消防局
園児と鬼太郎で防火パレード

開催
状況

受講状況の概要

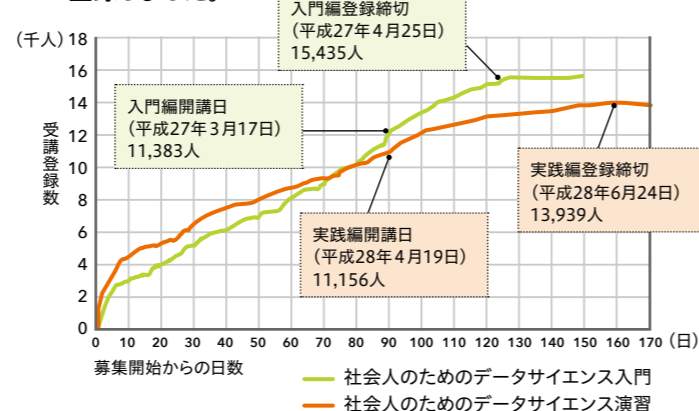
データサイエンス演習では、受講登録者数に対するアクティブユーザーの割合は少なくなっていますが、修了率は同程度、アクティブユーザーの修了率は入門より高くなっています。

	社会人のための データサイエンス入門	社会人のための データサイエンス演習
受講登録者数	15,435人	13,939人
アクティブユーザー*	4,943人	2,784人
修了者	2,544人	2,109人
修了率 (うちアクティブ ユーザーの修了率)	16.5% (51.5%)	15.1% (75.8%)
修了者の平均得点	77.4点	92.6点

*アクティブユーザーとは1点以上得点している受講者

受講登録者数の推移

入門及び演習ともに、開講日までに1万1000人以上が登録しました。

開催
実績

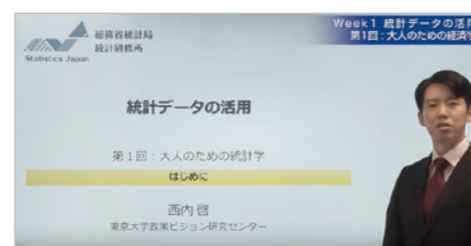
これまでの開講実績 ⇒ 現在まで約4万8000人が受講

第1弾: 社会人のためのデータサイエンス入門

- 平成27年 3月17日開講 受講者数:15,435人
- 平成27年 11月17日開講 受講者数: 8,425人
- 平成28年 4月19日開講 受講者数:10,375人

第2弾: 社会人のためのデータサイエンス演習

- 平成28年 4月19日開講 受講者数:13,939人



動画講義のイメージ

- 「社会人のためのデータサイエンス入門」を平成28年12月13日に再開講します。現在受講者募集中です。下記ウェブサイトから受講登録が可能ですので、ぜひご活用ください。

データサイエンス・オンライン講座ページ

データサイエンス MOOC 検索 <http://gacco.org/stat-japan/>



統計力向上サイト〈データサイエンス・スクール〉

データの活用方法や統計に関する知識を気軽に学べる社会人向けの統計学習サイトとして、平成26年6月に開設、28年7月にコンテンツの拡充等リニューアルを行いました。

「ビジネスに役立つ統計講座」、「プレゼングラフ作成のポイント」、統計検定の問題にチャレンジできる「あなたの統計力」等のコンテンツを提供しています。ビジネスへの活用に加え、統計検定に対応した学習も進められますので、ぜひご活用ください。

データサイエンス・スクール

検索

<http://www.stat.go.jp/dss/index.htm>



データサイエンス・オンライン講座

“データサイエンス”力の高い人材育成の取組 ～これまでの実績

公的統計やビッグデータを活用した課題解決能力の高い人材、いわゆるデータサイエンスを身に付けた人材が不可欠となっている状況を踏まえ、総務省統計局及び統計研修所は、ウェブ上で誰でも参加可能なオンライン講座の提供等“データサイエンス”力の高い人材育成のための取組を推進しています。

これまでの取組として、「データサイエンス・オンライン講座」の実績及び統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」について紹介します。

データサイエンス・オンライン講座

概要

日本政府が初めて提供するMOOC(ムーク)[※]講座として、平成27年3月に開講しました。

- 講座はMOOCプラットフォーム「gacco」を通じて提供
- 1回10分程度×5回程度(1週間)×5週間程度のビデオ講義
- 各週の確認テストと最終テストの実施

※MOOC
Massive Open Online Courses の略
インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。
映像講義と試験やレポート、ディスカッション可能な掲示板を提供し、修了証を発行する。

第1弾 社会人のためのデータサイエンス入門(平成27年3月開講)

～統計学の基礎やデータの見方等、データ分析の基本的な知識を学習～



- 第1週: データ活用への導入、分析事例から統計的な考え方、データの見方への導入
- 第2週: データ分析に必要な統計学の理論的な基礎
- 第3週: データの見方についての基本的な方法
- 第4週: 誰もが入手可能な公的統計データとコースのまとめ

第2弾 社会人のためのデータサイエンス演習(平成28年4月開講)

～業務やビジネス上での分析事例を中心に実践的なデータ分析(統計分析)の手法を学習～



- 第1週: データサイエンスとは
- 第2週: 分析の概念と事例～Analysis(分析)とは、状況の把握、比較の視点
- 第3週: 分析の具体的手法～クロス集計、散布図と相関、時系列データ
- 第4週: ビジネスにおける予測と分析結果の報告
- 第5週: ビジネスでデータサイエンスを実現するために

子ども霞ヶ関見学デーを開催しました!

ぼくの わたしの 行政相談

行政相談による改善事例を紹介したパネル展示や、行政相談に関するゲーム、プリクラ風シールの撮影を行って、行政相談が身近な存在であると感じてもらいました。



多感覚・3Dを体験しよう

アロマシュータ、フローティングタッチディスプレイ等を展示し、来訪者に超臨場感コミュニケーションの世界を体験してもらいました。



ロボット研究は今

最新のロボット研究をわかりやすく紹介するとともに、実際に小型ロボットを操縦してもらうことにより、最先端のテクノロジーを体感してもらいました。



最先端の”アクティブ・ラーニング”を体験しよう

日本発のプログラミング言語”Viscuit”と、協働学習支援ツール”schoolTakt”を用い、主体的・対話的で深い学びを子どもたちに体験してもらいました。



デンパってなあに? ～デンパの大切さを感じてみよう!

電波を探してみる体験、電子ブロックの組み立て体験、おもしろ〇×クイズを行いました。



「なるほど統計学園」に体験入学しよう!

「統計」を楽しく学んでもらうために、クイズ形式で統計に親しむ「データをみつけよう!」の体験型コンテンツ、タブレット端末で楽しめるアプリの展示などを行いました。



子どもたちが霞ヶ関の省庁を見学し、広く社会を知るための体験活動の機会として「子ども霞ヶ関見学デー」を7月27日、28日の2日間開催しました。

総務省では、情報通信、行政相談、統計、消防など幅広い仕事について、子どもにも身近で親しみやすい展示となるように、体験コーナーやゲーム、クイズなどを通して分かりやすく紹介しました。

今年度は、2日間で1,354名(保護者を含めると2,334名)の方にご来場いただきました。たくさんのご参加、ありがとうございました。



公害等調整委員会の 仕事の内容説明

ビデオ上映や騒音測定の体験を通じて、公害等調整委員会の仕事内容を紹介しました。

チャレンジ・ザ・ ファイアーファイター

4つの体験コーナー(起震車、煙ハウス、消火器、応急担架作成)、消防車の公開展示や子供用ミニ防火衣等の着体験を通して、消防の仕事を紹介しました。



総務省ワークライフバランス・ フォト大賞2016

総務省職員から募集した、ワークライフバランスを実践している写真について、展示を行いました。



スノードームを作ろう ～抑留者が見たシベリアの景色～

戦後強制抑留についてパネル展示や解説を行い、抑留者の労苦について紹介しました。また、抑留地であったシベリアの冬景色のスノードームを作るワークショップを開催しました。



本格運用が始まりました 法制執務業務支援システム (e-LAWS)

e-LAWSは、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進のための取組指針」*に基づき、総務省行政管理局が開発した法案等作成業務を支援するシステムです。我が国初の政府認証の法令データベースが整備されるとともに、法案担当者の負担軽減が期待されます。

* 平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定

「e-LAWS」の本格運用開始

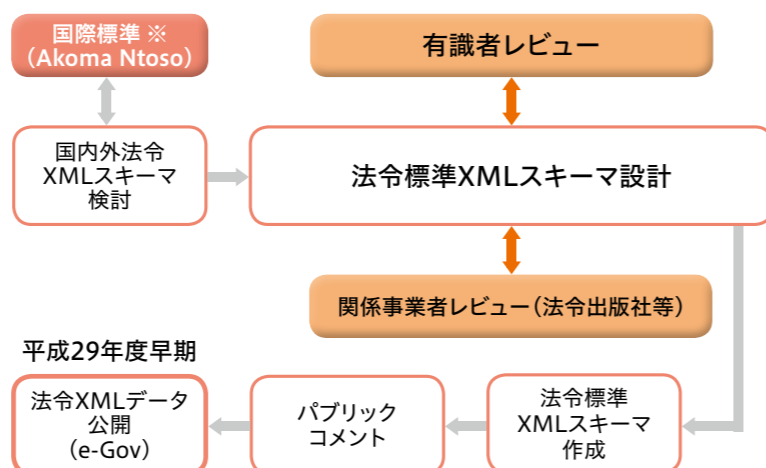
業務省力化・平準化の観点から、ICTを活用し、法案等関係資料の作成支援を行うe-LAWSの本格運用を平成28年10月から開始しました。29年1月に召集される通常国会に提出する法律案、同月以後の最初の閣議に提案する政令案のうち、28年10月以降に新たに作成するものは、e-LAWSを使って一連の法案等作成業務を行います。

法案等関連業務は、国会対応や予算関連業務と並ぶ国家公務員の業務効率化の重要な鍵であり、e-LAWSの導入により、法案等作成業務の省力化や平準化による職員の残業の抑制が期待されます。

また、29年度早期から、法令所管府省の確認・認証を経た正確な法令データを、より加工しやすいXML形式により提供します。

法令データのオープンデータ化の更なる推進

- e-LAWSの法令データ(法律・政令・府省令・規則)は、XML形式で整備中です。
- 「世界最先端IT国家創造宣言 工程表(平成25年6月14日決定、平成28年5月20日改定)」で決定したとおり、平成29年度早期の当該法令データの国民等への公開に先立ち、法令標準XMLスキーマを検討します。
- 法令標準XMLスキーマは、有識者及び関係事業者レビュー、パブリックコメント等を踏まえ、策定します。



Akoma Ntoso (法令・議会情報のためのXMLスキーマ)

※当初はアフリカ諸国の立法活動を支援するためのAkoma Ntosoであったが、現在では国際標準化の動きが進められている。2015.5.5 ~ 6.5 OASIS(国際標準化団体)のLegalDocumentML Technical Committee AKoma Ntoso Ver 1.0のパブリックレビュー

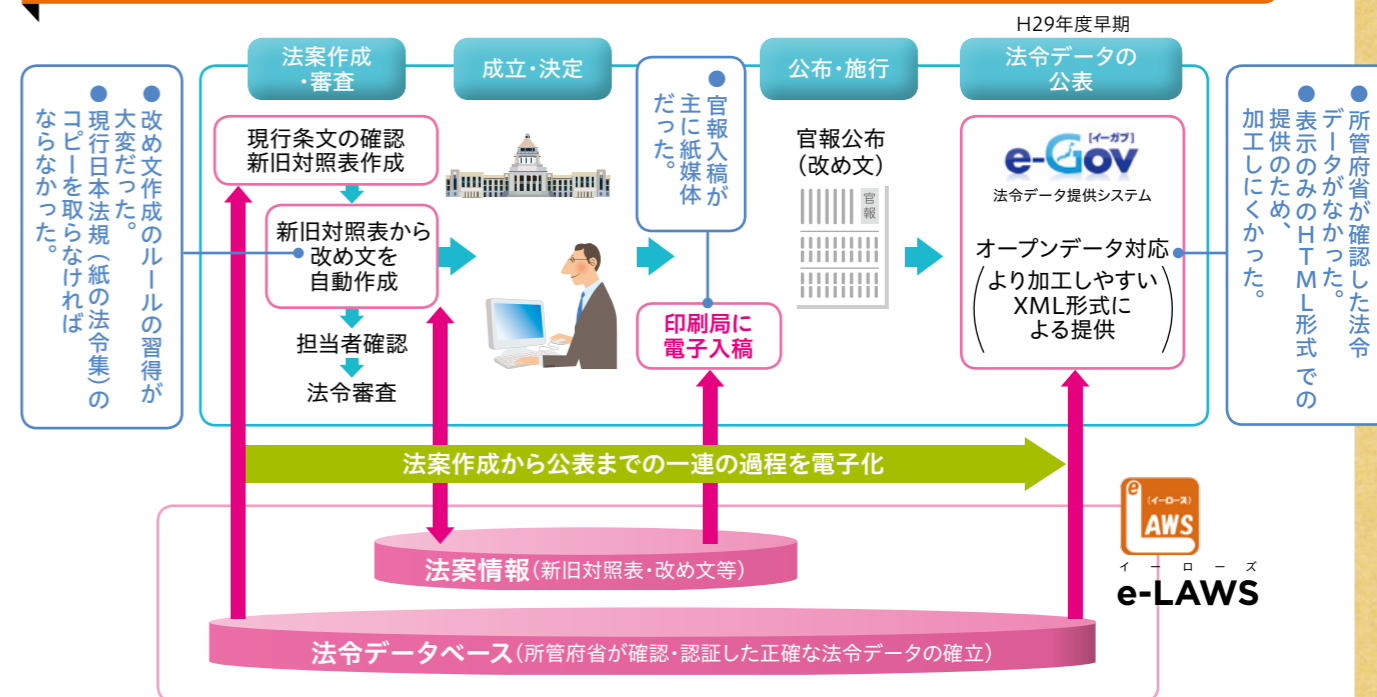
法令データの二次利用がより容易になります -法令標準 XML スキーマでの提供-

法令データのオープンデータ化を推進することで、より自由に法令データを活用することができます。

現在 (HTML 形式)	e-LAWS 導入後 (XML 形式)
<pre>行政相談委員法 (昭和四十一年六月三十日法律第九十九号)

 <P> <DIV class="arttitle">(目的)</DIV> <DIV class="item">第一条 この法律は、国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もつて行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。 </DIV></pre>	<pre><LawNum>昭和四十一年法律第九十九号</LawNum> <LawTitle>行政相談委員法</LawTitle> <MainProvision> <Article Num="1"> <ArticleCaption>(目的)</ArticleCaption> <ArticleTitle>第一条</ArticleTitle> <Paragraph Num="1"><ParagraphNum/> <ParagraphSentence> <Sentence>この法律は、国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もつて行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。</Sentence> </ParagraphSentence> </Paragraph> </Article></pre>
<p>ブラウザに表示するための情報(太字にする、字下げをする等)はあるが、法令データの意味情報は持っていない。</p> <p>→利用者は人手によりデータを編集・加工二次利用しにくい</p>	<p>法令データの意味情報が詳細に付与されている。</p> <pre><LawTitle> 法令の題名 <ArticleCaption> 条見出し <ArticleTitle> 条名 等</pre> <p>→アプリケーションで加工(利用)しやすい。二次利用が容易</p> <p>(例)・平成元年以降に公布された法律の(目的)を一覧にしたい。 ・法律の(定義)で定めている環境関係の用語を調査したい。</p>

「法制執務業務支援システム (e-LAWS)」の概要



「e-LAWS」とは、法制執務業務支援システム(e-Legislative Activity and Work Support System)の頭文字を取った略称



町を一望できる青森県立自然公園「茶白山公園」。毎年、5月下旬になると、色鮮やかなつつじが山いっばいに咲き誇り、観光客でにぎわう。



国の重要文化財「木造阿弥陀如来坐像」が安置されている「大円寺」。地域の人々に「大鰐の大日様」と親しまれている。



あじやら山麓の深い森の中にある「あじやら森キャンプ場」。バンガローやケビン、研修施設などを備えている。



「眼の病気を治す」と言い伝えがある「湯魂石薬師堂(ゆだまいしやくしどう)」。湯口がワニをかたどっている。



特産の「大鰐温泉もやし」を使った「もやし丼」や「もやしラーメン」は大鰐町自慢のグルメ。

青森県
秋田県 岩手県
山形県 宮城県

ここ!
大鰐町

プロフィール
人口 10,112人 (平成28年9月末日現在)
面積 163.43km²
HP <http://www.town.owani.lg.jp/>



歴史ある温泉郷

昔の面影をそのまま遺す

茶白山公園から見下ろす大鰐町。町の中心部を平川が蛇行しながら流れ、遠くに岩木山を望むことができる。

そしてもう一つ、大鰐町は「スキ一の町」としても有名です。大正12年に開業した「大鰐温泉スキー場」は、競技スキーの舞台として全国にその名を轟かせました。温泉とスキーを楽しめるとあって、かつては年間93万人もの観光客が訪れたほどにぎわいを見せた大鰐町。しかし、バブル崩壊とともに観光客は激減し、リゾート開発に失敗。町は多額の負債を抱えて財政難に陥ってしまいました。大きな痛手を負ってしまった町を、自分たちの手で元気にしようとして立ち上がった住民たちの活動が、今、熱い視線を集めています。

温泉熱を利用して栽培される「大鰐温泉もやし」や、同じく温泉熱により発酵・熟成させる「マルシチの味噌・醤油」など、町の特色を活かした名産品でも「大鰐」の名が知られています。

温泉熱を利用して栽培される「大鰐温泉もやし」や、同じく温泉熱により発酵・熟成させる「マルシチの味噌・醤油」など、町の特色を活かした名産品でも「大鰐」の名が知られています。

ここは津軽の奥座敷
800年前から伝わる
湯治の町

大鰐町

Owani-machi

青森津軽地方の南端に位置する大鰐町は、かつて津軽藩の湯治場として利用されていた、歴史ある出湯の里です。

明治28年の大鰐駅（現在の大鰐温泉駅）開業後はさらに多くの人が訪れ、温泉町としてにぎわいを見せるようになりました。現在も中心地を流れる平川沿いに、温泉旅館や昔ながらの公衆浴場が軒を並べ、町を訪れる人の疲れを癒しています。



駅前のワニヤマンホールなど、町のあちこちでワニのモチーフに出会う。





元気隊キッズが作る野菜は「レッドアンデス」や「インカのめざめ」「青森毛豆」などのブランド野菜。



大鰐町で育つことが自慢!

OH!! 鰐元気隊キッズのチャレンジ

平成20年、OH!! 鰐元気隊は地元の大鰐小学校に働きかけ、5、6年生を対象に「OH!! 鰐元気隊キッズ」を誕生させました。

主な活動の一つは、大人の元気隊とともに町内各所の清掃活動を行うこと。掃除をしながら、子どもたちに町の歴史や美しさを教え、大鰐町の素晴らしさに気づいてもらいたいという狙いがあります。そのため、大人たちは「町の悪口を絶対に言わない」というルールを設けています。

もう一つの活動は「元気隊キッズ野菜」の生産・販売。大人たちと一緒に野菜を作り、収穫した野菜を毎年秋に東京の青森県アンテナショップ「あおもり北彩館」で子どもたち自らが販売するというもの。学校では、農業・物流・原価計算など「ビジネス視点」からの課外授業を行い、自分たちの作った野菜がどのようにして消費者の手に渡り、どのような利益を生むのかを教えています。

上京時には、野菜ソムリエや一流レストランのシェフ、一流企業の経営陣など著名人との交流会を設け、子どもたちは各自名刺を持ち、著名人との名刺交換をし、交流を楽しむというもの。

「子どもたちが町や自分自身に誇りを持つ」ことが元気隊キッズの大きな目標。一人ひとりが輝くことで町全体が輝くと、元気隊は考えています。



設を備えた地域交流センター「鰐come」の指定管理者を募集し、元気隊メンバーの有志が「プロジェクトおおわに事業協同組合」という会社組織を立ち上げて平成21年に受託。以来、産直コーナーの拡充や、弘前鉄道など様々な県内企業との連携企画を打ち出し、赤字施設だった鰐comeの売り上げを、3年目に倍増させました。

こうした元気隊の活動は少しずつ結果を残し、大鰐町は着々とかつての活気を取り戻しています。

学生向けにモデルツアー始動!



平成28年9月初旬、大鰐町は大東文化大学の学生たちに向けてモデルツアーを行いました。「まち歩き」や「木工体験」、「鰐comeの朝礼見学」などを通して、学生たちに大鰐町を知ってもらい、率直な意見を出してもらって今後の町づくりに活かすことが目的です。今回のツアーでは、「コンビニがない」「カフェがない」などの声が上がったそうですが、そこから「レトロな町」というキーワードも発見できたのだとか。

Model Tours



マカロニを原料に作られたボン菓子「マカロニドンドン」はご当地駄菓子。鰐comeでも人気商品。



駅近くにある大鰐町地域交流センター「鰐come」。月約3万人を集客する大鰐町の人気スポット。世界レベルのホスピタリティを提供できるよう、スタッフのおもてなし教育にも力を入れている。

<http://www.wanicom.com/index.html>



青森県 大鰐町 Owani-machi

OH!! 鰐元気隊

自分たちで取り戻す!

かつてのにぎわいを

かつての賑わいを自分たちで取り戻す! 大鰐町の良いものを再発見し、わが大鰐町を希望ある元気な町にする。こう志し、住民たちが立ち上げた町おこしグループがあります。その名も「OH!! 鰐元気隊」。

平成19年の発足時のメンバーはわずか16人でしたが、3カ月後には170人が参加し、大きな力となりました。以後、グループ討議や町民対象のワークショップを実施し、翌

Column 大鰐温泉もやしの生産農家を育成



「大鰐温泉もやし」は全長約40cmで、「豆もやし」と「そばもやし」がある。シャキシャキした歯応えが特徴。



もやし農家としての自立を目指す、八木橋祐也さんと八木橋順さん。「大鰐温泉もやしの伝統を継承できる生産者になりたい」とのこと。

「大鰐温泉もやし」は、350年以上前から伝わる町特産の地物野菜です。温泉熱・温泉水を利用した土耕栽培で、化学肥料や農薬、水道水を一切使わず、すべて手作業で育てられています。そのため大量生産ができず、平成24年に地域団体商標に登録されたこともあり、現在は生産が追いつかない状況が続いています。

さらに、詳しい栽培方法は一子相伝。直系にしか伝授されないため、後継者不足で廃業する農家も多く、大正時代に30軒近くあった生産農家が今では6軒に。そこで「大鰐もやし組合」は栽培施設を建設し、もやし農家をを目指す人の自立を目指して指導を行っています。

あなたの大切な手紙を守るために、
知ってほしい大事なルールがあります。

手紙やはがきなどの信書は、原則として、
日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが
取り扱うことができると定められています。

ルールはちゃんと守ってね。



信書とは

手紙・はがき・納品書・請求書など、「特定の受取人に対し、
差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことです。
詳しくは下記までお問い合わせください。

本田望結

信書及び信書の送達に関するお問い合わせ

総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課 **03-5253-5975**

信書便制度に関するお問い合わせ

総務省情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課 **03-5253-5974**

郵政行政部ホームページ <http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>